令和５年度（2023 年度）感染症病床確保促進事業費補助金交付要綱

（目的）

1　感染症病床確保促進事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関（以下「重点医療機関」という。）及び新型コロナウイルス患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）に対し、新型コロナウイルス感染症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の入院病床の確保について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ること並びに新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床を確保した医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関」という。）に対して支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症患者の受入に伴う経営上の不安を払拭し、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の拡充を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

2　この補助金の事業者は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関又は新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関の設置者のうち知事が適当と認める者とする。

（補助対象経費）

3　この補助金は、令和５年４月５日付け医政発 0405 第３号・健発 0405 第１号・薬生発 0405 第１号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が行う病床確保に要する経費のうち、別表第２欄に定める経費を補助対象経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

4　この補助金の交付額は、令和５年４月１日から令和５年５月７日までは別表１を、令和５年５月８日から令和５年９月 30 日までは別表２を、令和５年 10 月１日から令和６年３月 31 日までは別表３を適用し各別表第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

　上記により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第３欄に定める補助率を乗じて得た額と、道が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助対象病床）

5　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、令和５年 10 月１日以降の補助対象となる病床は、「新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づく、新型コロナウイルス感染症患者等であり、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者（※１）及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者（※２）を受け入れる病床とする。

（※１）妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等

（※２）呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等

（補助対象期間）

6　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、令和５年 10 月１日以降の補助対象となる期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

（病床認定の遡及）

7　この補助金の交付申請以前に、実質的に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関と同様に新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供しているとして道が認めた医療機関については、道が認めた期日に遡及して、道が認めた期間、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関とみなす（ただし、令和５年４月１日以降）。その際には、道が認めた期日に遡及して補助対象となる。

（補助の交付申請）

8　補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（保福第１号様式（平成 10 年北海道告示第 500 号による告示様式という。以下「保福様式」について同じ。））に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

（１）　補助金等交付申請額算出調書（保福第１の 16 号様式）

（２）　経費の配分調書（保福第１の 18 号様式）

（３）　事業予算書（保福第１の 20 号様式）

（４）　資金収支計画書（保福第１の 32 号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）

（５）　事業計画書（保福第４７８号様式（別表１で算定する期間））、事業計画書（保福第４７８号様式（別表２で算定する期間））又は事業計画書（保福第４７８号様式（別表３で算定する期間））

（６）　日別病床確保計画書（保福第４７９号様式（別表１で算定する期間））、事業計画書（保福第４７９号様式（別表２で算定する期間））又は日別病床確保計画書（保福第４７９号様式（別表３で算定する期間））

（７）　その他参考になるべき書類

（交付の条件）

9　補助事業者に補助金等を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

（１）　規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

（２）　補助事業等の経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。

（３）　補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア　当該変更に伴う補助事業費の増減額が、変更前の補助事業費の額の 10 分の１を超えないとき。

イ　補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

（４）　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（5）　補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（6）　補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。（補助事業者が地方公共団体の場合は、別記第１号様式による調書も作成する）

（7）　補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

（8）　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

（9）　前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

(10)　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(11)　補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内（当該事業が６により補助金の交付申請をする日以前に終了している場合は、当該申請と同時）又は４月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

(12)　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(13)　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第２号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

　また、この補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(14)　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。

(15)　次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また、同様とする。

ア　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金そ

の他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(16)　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(17)　補助金の返還を命じられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(18)　補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付決定内容等の変更）

10　この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第１の21号様式）に６の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

11　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

12　規則第14条の規定により、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（保福第１の28号様式）に次に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）　補助金等精算書（保福第１の30号様式）

（２）　事業精算書（保福第１の31号様式）

（３）　事業計画書（保福第４７８号様式（別表１で算定する期間））、事業計画書（保福第４７８号様式（別表２で算定する期間））又は事業計画書（保福第４７８号様式（別表３で算定する期間））

（４）　日別病床確保実績書（保福第４７９号様式（別表１で算定する期間））、事業計画書（保福第４７９号様式（別表２で算定する期間））又は日別病床確保計画書（保福第４７９号様式（別表３で算定する期間））

（５）　その他参考になるべき書類

（別表１：令和５年４月１日から令和５年５月７日まで適用）

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
病床確保に係る経費については、次に掲げる額とする。 また、上限額については、次のとおり取り扱うこととする。 ア　休止病床は即応病床１床当たり休床２床（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は休床４床まで）を補助上限とする。 イ　即応病床使用率（前３か月間）が北海道の平均の３０％を超えて下回る月については、基準額の低い単価を用いることとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ないと道が判断した場合（病床）については、この限りではない。 【上限額】 １　重点医療機関 （１）重点医療機関である特定機能病院等の稼働病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　436,000 円／日又は 305,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　211,000 円／日又は 148,000 円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　74,000 円／日又は 52,000 円／日 （２）重点医療機関である一般病院の稼働病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　301,000 円／日又は 211,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　211,000 円／日又は 148,000 円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　71,000 円／日又は 50,000 円／日 （３）重点医療機関である特定機能病院等の休止病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　436,000 円／日又は 305,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　211,000 円／日又は 148,000 円／日 ウ　療養病床 １床当たり　16,000 円／日又は 11,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　74,000 円／日又は 52,000 円／日	病床確保料	10 分の 10 以内

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
（４）重点医療機関である一般病院の休止病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　301,000 円／日又は211,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　211,000 円／日又は148,000 円／日 ウ　療養病床 １床当たり　16,000 円／日又は11,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　71,000 円／日又は50,000 円／日 ２　重点医療機関以外 （１）ＩＣＵ １床当たり　97,000 円／日又は68,000 円／日 （２）重症者患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 １床当たり　41,000 円／日又は29,000 円／日 （３）上記以外の病床 １床当たり　16,000 円／日又は11,000 円／日 ３　患者退院後の消毒経費 知事が必要と認める額		

（注）１　新型コロナウイルス感染症患者の病床（稼働病床）については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。

２　専用病棟化の患者を受け入れるために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。

３　医療機関が既に廃止された病棟などを新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟に再整備して新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を確保した場合等にあっては、廃止されていた病棟の病床のうち、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟の稼働病床及び休止病床として道から指定された病床のみが補助対象となる。

４　特定機能病院等は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二の厚生労働大臣の承認を得た医療機関及び重点医療機関において、令和２年４月以降にＥＣＭＯによる治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

５　即応病床とは、医療従事者・設備の確保やゾーニング等のコロナ患者受入に必要な準備が完了しており、すぐさまコロナ患者を受け入れられる病床（道からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床）とする。

６　即応病床及び休止病床において、診療報酬が支払われている場合は病床確保料の交付対象とはならない。

（別表２：令和５年５月８日から令和５年９月 30 日まで適用）

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
病床確保に係る経費については、次に掲げる額とする。 また、上限額については、次のとおり取り扱うこととする。 なお、休止病床は即応病床１床当たり休床１床（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は休床２床まで）を補助上限とする。 １　重点医療機関 （１）重点医療機関である特定機能病院等の稼働病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　218,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　106,000 円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　37,000 円／日 （２）重点医療機関である一般病院の稼働病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　151,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　106,000 円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　36,000 円／日 （３）重点医療機関である特定機能病院等の休止病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　218,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　106,000 円／日 ウ　療養病床 １床当たり　16,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　37,000 円／日	病床確保料	10 分の 10 以内

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
（４）重点医療機関である一般病院の休止病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　151,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　106,000 円／日 ウ　療養病床 １床当たり　16,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　36,000 円／日 ２　重点医療機関以外 （１）ＩＣＵ １床当たり　97,000 円／日 （２）重症者患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 １床当たり　41,000 円／日 （３）上記以外の病床 １床当たり　16,000 円／日 ３　患者退院後の消毒経費 知事が必要と認める額		

（注）１　新型コロナウイルス感染症患者の病床（稼働病床）については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。

２　専用病棟化の患者を受け入れるために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。

３　医療機関が既に廃止された病棟などを新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟に再整備して新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を確保した場合等にあっては、廃止されていた病棟の病床のうち、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟の稼働病床及び休止病床として道から指定された病床のみが補助対象となる。

４　特定機能病院等は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二の厚生労働大臣の承認を得た医療機関及び重点医療機関において、令和２年４月以降にＥＣＭＯによる治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

５　即応病床とは、医療従事者・設備の確保やゾーニング等のコロナ患者受入に必要な準備が完了しており、すぐさまコロナ患者を受け入れられる病床（道からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床）とする。

６　即応病床及び休止病床において、診療報酬が支払われている場合は病床確保料の交付対象とはならない。

７　ＩＣＵ・ＨＣＵ病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を２床とすることを可能とする（ただし、令和５年２月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を２床以上（病床確保料の補助対象は２床まで）としていた場合に限った取扱いとする）。

（別表３：令和５年10月１日から令和６年３月31日まで適用）

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
病床確保に係る経費については、次に掲げる額とする。 また、上限額については、次のとおり取り扱うこととする。 なお、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、休止病床は即応病床１床当たり休床１床（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は休床２床まで）を補助上限とする。 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関において、休床は空床１当たり休床１床（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は休床２床まで）を補助上限とする。 １　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関 （１）特定機能病院等の稼働病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　174,000円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　30,000円／日 （２）その他医療機関の稼働病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　121,000円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　29,000円／日 （３）特定機能病院等の休止病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　174,000円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　30,000円／日 （４）その他医療機関の休止病床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　121,000円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000円／日 ウ　上記以外の病床 １床当たり　29,000円／日	病床確保料	10分の10以内

１　基準額	２　対象経費	３　補助率
２　新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関 （１）特定機能病院等の空床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　174,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000 円／日 ウ　ア、イ以外の病床で一定の要件を満たす病床（注６） １床当たり　30,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　16,000 円／日 （２）その他医療機関の空床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　121,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000 円／日 ウ　ア、イ以外の病床で一定の要件を満たす病床（注６） １床当たり　29,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　16,000 円／日 （３）特定機能病院等の休床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　174,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000 円／日 ウ　ア、イ以外の病床で一定の要件を満たす病床（注６） １床当たり　30,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　16,000 円／日 （４）その他医療機関の休床の病床確保料 ア　ＩＣＵ １床当たり　121,000 円／日 イ　ＨＣＵ １床当たり　85,000 円／日 ウ　ア、イ以外の病床で一定の要件を満たす病床（注６） １床当たり　29,000 円／日 エ　上記以外の病床 １床当たり　16,000 円／日		

（注）１　新型コロナウイルス感染症患者の病床（稼働病床）については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。

２　患者を受け入れるために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。

３　特定機能病院等は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二の厚生労働大臣の承認を得た医療機関及び令和２年４月以降にＥＣＭＯによる治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

４　即応病床とは、医療従事者・設備の確保やゾーニング等のコロナ患者受入に必要な準備が完了しており、すぐさまコロナ患者を受け入れられる病床（道からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床）とする。

５　即応病床及び休止病床において、診療報酬が支払われている場合は病床確保料の交付対象とはならない。

６　一定の要件を満たす病床は、「新型コロナウイルス感染症の令和５年10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づく、新型コロナウイルス感染症患者等であり、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者（※１）及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者（※２）を受け入れる病床とする。

（※１）妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等

（※２）呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等

７　新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関において、空床とは、院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床を指すものとする。

８　新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関において、休床とは、院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床を指すものとする。

９　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関として補助対象となる病床を有している医療機関において、補助対象外の病床や補助期間外に院内感染が発生した場合は、新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関として、補助対象となる。

なお、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関としての補助対象期間内に、（注６）に当たる患者を、特段の事情もなく補助対象外の病床に入院させた場合は、補助対象の病床に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関として病床確保料は交付できない。